

《健康だより》 5月8日以降のコロナ感染について

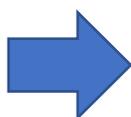
教頭 鈴木 啓之

感染症予防法施行規則改正で新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移りました。5月8日以降、感染予防対策に連動して学校保健安全法施行規則も改正され、学校保健においても新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」相当から、「季節性インフルエンザ」相当の感染予防対策へと変更となりました。

学校での出席基準等について、文部科学省より、次の変更の通知がありましたのでご案内します。

感染した生徒の出席停止期間 13

(旧規程)
発症した後7日を経過し、
かつ、治癒するまで



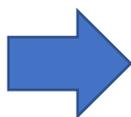
発症した後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過する
まで



- ・無症状感染者は、検体採取日から5日を経過するまでとする
- ・発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨
- ・登校再開時、医師の陰性証明は不要

家族が感染の際の取扱い

(旧規程)
判明から5日間を健康観察
期間として登校できない



出席停止の対象としない



- ・5日程度のマスクの着用を推奨
- ・保健所は濃厚接触者の認定を廃止

生徒に発熱や咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合等

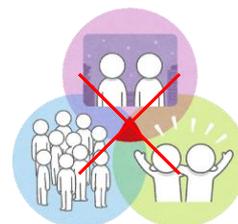
登校を一律に制限はしないが、発熱や咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。



地域において感染が再流行した場合

学校での活動場面に応じて、次の措置を一時的に講じる

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等



《健康だより》今後のコロナ感染症予防について

教頭 鈴木 啓之

5月8日より改訂されました文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に拠り、学校での新型コロナウイルス感染症予防方針を次のように変更します。

感染予防教育	スクーリング初日の入校式の中で、「三密回避」、「咳エチケット」、「手洗い」について周知をはかります。また、「ゆんたく」紙上に時期に応じた感染予防に関する情報を掲載します。
教室・宿舍の換気	対角線上の窓あけ常時換気（荒天時は空調機による換気）を継続します。
手洗い・手消毒	石けんによる手洗いを継続（食堂利用時は必須）。消毒用アルコールを各所に配し、任意で利用可能とする。
発熱者の出席	発熱が確認されたら、授業は欠席として保健室で静養とする。
生徒さんのマスク着用	本人の判断に任せます。脱着は強要されません。 （通学やスクーリング参加のための移動時、混雑した交通機関利用や雑踏ではマスク着用を推奨）
教職員のマスク着用	原則として本人の判断に任せます。
透明カーテン	職員室サービスカウンター上方に設置されていた透明カーテンは廃止する。
透明スクリーン	食堂テーブル上に設置されていた透明スクリーンは廃止する。
登校時の検温	自宅で健康観察を済ませてください。登校時の一律の検温はしませんが、申し出があれば検温します。
宿泊棟利用者の検温	起床時に自身で健康観察を済ませてください。全員一律の検温はしませんが、申し出があれば職員室で検温します。
実習授業の制限	種目や演目の制限は廃止し、感染対策を図った上でコロナ禍前と同等の活動とします。
スクールバス利用時	（日本バス協会の規定に準じ）マスク着用は本人の判断に任せます。会話や飲食に制限は設けません。車内換気は空調設備の常時稼働で行います。消毒用アルコールは扉付近に設置しますので自由にご利用ください。
学習会参加時	健康観察は自宅で済ませてきてください。発熱のある方は参加をひかえていただきます。マスク着用は本人の判断に任せます。換気は施設管理者の方針に拠ります。消毒用アルコールを用意しますので自由にご利用ください。